

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	61.3%
正職員	61.1%
パート・有期職員	100.9%

対象期間： 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

賃 金： 基本給、超過労働に対する報酬、賞与を含み、退職手当、通勤手当を除く。

正職員： 院外への出向者を除く。

パート・有期職員： パートタイマーを含み、派遣社員を除く。

差異についての補足説明：

<正職員>

男性のうち約55%が役職者であるが、女性のうち役職者は約21%にとどまっている。  
さらに女性は育休中・時短勤務者も多数おり、  
女性全体の平均値を下げる要因の一つとなっている。

<パート・有期職員>

概ね男女差はない。